

（仮称）千曲市手話言語条例及び（仮称）千曲市障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の推進に関する条例の制定について

千曲市健康福祉部 福祉課

1. 条例制定にあたっての考え方

「障害者の権利に関する条約」及び「障害者基本法」のなかで、「手話は言語」と定義づけられたことから、手話は言語であることへの理解及び普及を図る必要があります。

また、これと同時に、同条約及び法のなかでは、すべての障がい者に、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段選択の機会確保と拡大が図られることが規定されています。

このようなことから、条例の制定にあたっては、主たる目的が「手話が音声言語と同様に一つの言語であることへの理解と普及」及び「障がい者の特性に応じた円滑な意思疎通のための手段選択の機会確保と拡大」であるため、市民の方に理解しやすい条例となるように、主目的ごとの条例として制定をします。

2. これまでの経過

令和3年2月

千曲市聴覚障害者協会が千曲市長に「条例制定に関する要望書」を提出
「手話言語条例」及び「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障条例」の早期制定について

令和5年7月、9月

手話言語条例に関する研修会 上田市、佐久市の状況等
2回開催（千曲市聴覚障害者協会主催）

令和5年10月、令和6年3月、5月、10月、11月

千曲市聴覚障害者協会3役以上との懇談会 5回開催
「手話言語条例」及び「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例」素案の提示及び意見集約など。

令和6年10月

千曲・坂城地域自立支援協議会第2回運営委員会
「手話言語条例」及び「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例」素案の提示及び意見集約、今後のスケジュールについて説明

3. 今後の予定

令和6年12月 社会文教常任委員会にて各課報告

令和6年12月20日～令和7年1月20日 パブリックコメント

令和7年3月 3月議会 条例(案)上程

令和7年4月 条例施行予定

※12月末を目途に、主要な障がい者団体・ボランティア団体・庁内関係部署などに素案の提示及び意見集約を行っていく。

4. 全国の条例制定状況（令和6年10月1日現在 全日本ろうあ連盟HPより）

・手話言語条例：合計543自治体（38都道府県 21区 359市 118町 7村）

・情報・コミュニケーション条例：合計121自治体（1道 11県 15区 86市 8町）

※上記の条例制定自治体数のうち、83自治体は手話言語条例と情報・コミュニケーション条例を兼ねている。（それぞれの内数）

5. 「手話言語条例」「情報・コミュニケーション条例」の同時制定状況

令和5年10月1日 香川県東かがわ市

令和6年1月1日 大阪府箕面市

令和6年4月1日 埼玉県鶴ヶ島市

令和6年4月1日 東京都文京区

6. 県内の条例制定状況

平成28年3月：長野県手話言語条例

平成30年4月：佐久市手話言語条例（議員提案）

令和2年7月：上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例

令和4年4月：障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（意思疎通手段確保含）

令和4年4月：塩尻市手話言語条例（議員提案）

令和6年3月：軽井沢町手話言語条例

令和6年4月：小諸市手話言語条例

令和7年4月：長野市手話言語条例（予定）

中野市検討中

(仮称) 千曲市手話言語条例 (素案)

手話は、手、指、体の動き及び顔の表情などにより視覚的に表現する言語であり、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和45年法律第84号）においても言語として位置付けられ、手話言語を必要とする者にとって生活するうえで必要不可欠な意思疎通の手段である。

しかし、手話言語は、過去に使用が制約されてきた歴史があり、手話が言語として認められてこなかったことをはじめ、手話言語を獲得できなかったこと、手話言語により学習できなかったこと、手話言語を使用しやすい環境が整備されてこなかったこと等により、これまで手話言語を必要とする者は必要な知識や情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

千曲市は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話言語に関する理解、手話言語の普及、手話言語の獲得及び習得、手話言語による学び並びに手話言語の使用を促進する環境の整備に取り組むことで、手話言語を必要とする者と手話言語を必要とする者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解及び普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、もって手話言語を必要とする者と手話言語を必要とする者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語を必要とする者 ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等をいう。
- (2) 意思疎通手段 言語（手話を含む。）、要約筆記、点字、音訳、代筆、筆談、指文字、字幕、代読、実物及び絵図の提示、身振り、手振り、表情、コミュニケーションボード、意思伝達装置その他障がい者が情報取得や意思疎通で利用するものをいう。
- (3) 事業者 市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語の理解及び普及は、手話言語を必要とする者と手話言語を必要とする者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

2 手話言語の理解は、手話言語が音声言語と同様に一つの言語として意思疎通手段であるとの認識の下に行われなければならない。

3 手話言語を必要とする者は、手話言語を獲得する機会、手話言語で学ぶ機会、手話言語を習得する機会、手話言語を使う機会を保障されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び県と連携するとともに、関係機関と協力し、手話言語の理解及び普及を図るための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、前条の市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(手話言語を必要とする者の役割)

第6条 手話言語を必要とする者は、手話言語に対する理解及び普及に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(手話通訳者の役割)

第7条 手話通訳者は、基本理念に対する理解を深め、手話言語の普及に関する市の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、第4条の市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うにあたり、手話言語を必要とする者が手話言語による意思疎通を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

(施策の推進)

第9条 市は、第4条の規定により、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策
- (2) 手話言語を必要とする者が情報を取得しやすく、利用しやすい環境整備に関する施策
- (3) 手話通訳者の確保、育成及び資質の向上に関する施策
- (4) 災害その他非常の事態において、手話言語を必要とする者が迅速に必要な情報を取得し、意思疎通を図るための手段の確保に関する施策
- (5) 前4号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施

策

2 市は、施策を推進するにあたっては、手話言語を必要とする者その他関係者の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、手話言語の理解及び普及を図るための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(仮称)千曲市障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の推進に関する条例（素案）

千曲市は、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指している。

そのためには、すべての障がい者が、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが重要である。

千曲市は、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の推進に取り組むことで、すべての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、もってすべての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 意思疎通手段 言語（手話を含む。）、要約筆記、点字、音訳、代筆、筆談、指文字、字幕、代読、実物及び絵図の提示、身振り、手振り、表情、コミュニケーションボード、意思伝達装置その他障がい者が情報取得や意思疎通で利用するものをいう。
- (4) 事業者 市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の推進は、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

2 障がい者は、可能な限り、その障がいの特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段を選択することができなければならない。

3 障がい者は、可能な限り、障がい者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得することができなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び県と連携するとともに、関係機関と協力し、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通を図るための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、前条の市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、第4条の市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うにあたり、障がい者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、第4条の規定により、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通手段の利用の推進に関する施策

(2) 災害その他非常の事態における障がい者の意思疎通手段の確保に関する施策

(3) 障がい者の意思疎通の支援を行う者の確保、育成及び資質の向上に関する施策

(4) 障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通手段の利用に対して市民又は事業者が行う取組を支援するための施策

(5) 障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る広報及び啓発活動に関する施策

(6) 前5号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、施策を推進するにあたっては、障がい者、障がい児の保護者その他関係者の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通を図るための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。